

## 修士論文作成のマイルストーン管理（その1）

### — 1年目の経過と課題 —

山本 宣明

#### はじめに

LEC 会計大学院には現在、修士論文を作成しようとする多くの社会人院生が所属している。これは本会計大学院が平日夜間と土日で授業を行っていることに大きな誘因がある。すなわち、社会人が働きながら学修できる環境を本会計大学院は提供している。そして、本会計大学院では会計専門職業人の論理的思考を訓練する方法として修士論文作成に注目した。

本会計大学院では、従来、修士論文作成の演習指導を会計系科目（財務会計・管理会計・監査）に限って設置していた。しかし、会計系科目だけでなく税法系科目にも演習指導を設置して、修士論文指導の充実を図ることを 2009 年度の時点で決定した。税法系科目の修士論文指導を 2010 年度から開始する旨を外部に公表したところ、予想を超える反応を生むことになった。

本会計大学院に係る事態に対処すべく、税法の修士論文指導の体制について徹底した議論を行った。そこから生まれてきたのが、修士論文作成のマイルストーン管理である。ここで言うマイルストーンとは、修士論文完成に向けた中間的な目標を明確に位置づけることを意図している。マイルストーンに基づいて修士論文作成の進捗をモニターし、必要な指導を適時に行う

ことが管理である。

マイルストーン管理は 2010 年度にスタートして、現在進行形である。ようやく1年が経過している。本稿はこの1年の経過を整理し、2年目に向けた課題を明確にしようとするものである。

#### 1. 設定までの経緯

修士論文作成を希望する人数が初年度から多数に上ることが分かった時から、指導体制をどのように充実させるかという問題意識は、大学院全体にあった。特に現在、副学長を務めておられる慶松勝太郎先生と研究科長の高田博行先生は、危機意識を強く持たれていた。日常会話の中でも、どのように対応していく必要があるのかといったことを議論していたことを筆者はよく覚えている。そして、徐々に筆者の中でも危機意識が高まり、正式な対応策を上程する必要を強く感じるようになった。

筆者は社会人の院生が多く通っている大学院で、修士論文を修了要件としている幾つかの大学院に問い合わせをした。問い合わせ内容は修士論文指導の体制や方法についてである。早速、資料を送ってくれた大学院があった。神戸大学

大学院経営学研究科である。神戸大学大学院経営学研究科は社会人教育のコースが設置されており、多くの方が修士論文を作成されていた。その体制と方法が分かり易く記された資料を頂くことができた。資料はマイルストーンを考えると最初のイメージを持つのに極めて有益だった。

その後、問い合わせをしていた幾つかの大学院からの連絡は、ほとんどなしのつぶて状態で、修士論文指導の体制を構想するのはオリジナルで行うしかないと思っていたところ、ある大学院から連絡が届いた。一橋大学大学院国際企業戦略研究科である。しかも、コース・ディレクターの大橋和彦先生が自ら対応して下さるとのことで、筆者は極めて恐縮した。

2010年3月2日の午後、千代田区一ツ橋の如水会館の隣にある学術総合センターに大橋先生を訪ねた。大橋先生は温かく筆者達<sup>(1)</sup>を迎えて下さり、約2時間に亘って様々ご教示を下さった。一橋大学大学院国際企業戦略研究科は日本を代表する大学院であり、教育内容は最高水準と言って差し支えない。そのことが、ひしひしと伝わってくる2時間であった。中でも修士論文指導については合理的かつ厳格に取り組んでいることが分かった。具体的には、修士論文作成を1つのプロジェクトと捉え、入学直後から2年間でいかに水準の高い修士論文を書かせるかという意図の下、各セメスター(学期)で取り組む内容が明確化されていた。

ご教示頂いた内容を基に筆者はマイルストーン管理の原案を作成した。そして、2009年度まで研究科長であった諸井勝之助先生をはじめ演習指導を担当されている先生方、慶松先生、高

田先生、小林健吾先生にも相談をし、原案をブラッシュアップさせていった。とりわけ、慶松先生は筆者の原案に多くのコメントを下さり、本会計大学院ならではのマイルストーンを作成することを後押ししてくださった。

本会計大学院ならではのマイルストーンとするには、考慮すべきポイントがあった。1つは本会計大学院が会計専門職大学院であり、従来の修士論文作成を主とする大学院に比べて修了に必要な履修単位が多いということである(しかも、ほとんどが社会人)。いま1つは、一学年約60人の院生の修士論文を一定水準以上に高めることだった。前者は効率的な論文作成を必要とし、後者は組織的な論文作成を必要とする。特に後者は基本的に個人指導で完結してきた論文作成を、個人指導を維持しつつ集団指導へと進化させる必要を生じさせていた。マイルストーンはそのことを実現する結節点としての役割も果たすことになった。

3月中に現在のマイルストーンの基本型は出来上がり、2010年4月1日開催の研究科委員会で正式に実施が決定した。その後、2010年4月25日に開催された演習指導委員会を経て、本会計大学院のマイルストーンは本格的に稼働することになった。

## 2. マイルストーンの基本型

本会計大学院で設定したマイルストーンの基本型は表1の通りである。表1に従って基本型で想定しているシナリオを紹介しよう。

表1 マイルストーンの基本型

		[年度モデル(2年間で終了)]											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年					仮テーマ 提出 (7月中旬)		研究計画 発表会 (8月中旬)				序論・目次 各章の概要 文献一覧 提出		各個人への リコメンデーション 台橋
2年							プレ結論 発表会			修士論文 草稿提出 (12月中旬)	修士論文 プレ審査 (年末年始)	修士論文提出 口頭試問 成績判定 台橋	終了

### <1年目>

1年目の目標は研究テーマの確定と序論の完成である。そのため、演習指導の授業の中で培われる問題意識を顕在化させる機会を設けている。最初の機会は7月に提出してもらった仮テーマである。ここでは、端的にどういったテーマに関心を持っているのかといった把握をする。次は後期スタート直前に開催される研究計画発表会である。ここでは研究テーマ、対象と目的、背景と問題意識をA4一枚程度のレジュメにまとめてもらい(表3参照)、プレゼンテーションを行ってもらい。レジュメは事前に提出してもらい、発表の場で演習指導委員会の全教員が参加してディスカッションを行う。ディスカッションはテーマが専門論文として適切か、他の視点や考え方をとった方が良いか、2年の修了時まで完成できるかなど、修士論文としての実行可能性を中心に行われる。

発表会でのディスカッションを踏まえ、後期の演習指導の授業では引き続き専門に関する知識や議論を提供し、持続的に問題意識を涵養する。そして後期終了直後の1月下旬から2月上旬に1年目の集大成となる序論を中心とした書類を提出してもらい。そこでは序論と共に、論文本体の目次、各章の概要、論文本体で参考を予定する文献一覧の提出を想定する。提出してもらった一連の書類は主査の指導教授を中心に演習指導委員会全体で協議し、修士論文として適切な序論となるようリコメンデーションを行っていく。結果として修士論文作成を希望する

者は、1年目に研究テーマを確定し、序論を中心に論文全体の設計図を完成させる。

### <2年目>

2年目の目標は言うまでもなく修士論文の完成である。そのため、年度を通じて執筆を促していく。演習指導の授業では引き続き専門に関する知識や議論を提供するが、執筆の後押しが主要な課題となる。そこで中間的なチェック・ポイントとして、1年目と同じ後期直前の9月にプレ結論発表会を開催する。プレ結論発表会では、研究と執筆をしてきた成果として、どのような結論になりそうなのかをプレゼンテーションしてもらい。そして研究計画発表会と同様に、演習指導委員会の全教員が参加してディスカッションする。ここでは結論の内容が専門論文として適切か、論理的に破たんしていないか、他の視点や考え方で結論をより説得的にできないかなどを検討する。少なくともこの段階で論文の骨格が出来上がることが期待される。すなわち、序論と結論が固まり、結論を導く論理構造が明確になるということである。

プレ結論発表会を経た後期は完成に向けた細部の詰めが必要になってくる。多くの院生がはじめて本格的な学術論文を書く想定されるため、マイルストーンでは細部の詰めが適切に行われているかを検証する。12月に予定されている草稿提出とプレ審査は、最終審査の前段階として基本的にはリコメンデーションを行うことが考えられている。その後、約1ヶ月をかけて

修正を行ってもらい、2月に最終審査で合否判定を行う。既にプレ審査を行っていることから、論文の内容については概ね把握できているはずであり、最終審査では細部の詰めが修正し切れているかに注目する。おそらく最終審査でも修正し切れていないものも出てくると考えられるため、最終審査以降も修了までに修正を行う。そして修士論文を完成させ、修了となる。

### ＜基本スタンス＞

本会計大学院のマイルストーンは、論文の入口と出口に焦点を当て、骨格となる論理構造を明確にすることを意識している。1年目で序論を重視しているのは、端的にそのことが表れるからである。この点は慶松先生のサジェスチョンが大きい。先述の通り、マイルストーンの設定に当たっては慶松先生から様々コメントを頂いた。なかでも慶松先生は序論の重要性を強調され、1年目の目標を序論の完成にすることを提案された。当初、筆者が考えていた原案では、そのような視点は持っておらず、研究経過報告書のような形式を検討していた。しかし、それでは院生に論文そのものの以外ところで負担を強いることになり、指導としても焦点を絞れなくなってしまふ。序論を具体的にどのように作成するかという点に指導を集中することによって、論文全体の論旨を明確にできるだけでなく、読者が最初に注目する序論を完成させることができる。序論を作ることが論文全体の地図を作

ることと同義であることを、1年目を終えた今、筆者は実感している。

本会計大学院のマイルストーンのもう1つの基本スタンスは、中間的な目標が単純な合否の基準ではなく、達成目標という点にある。この点も慶松先生からサジェスチョン頂いた。このマイルストーンを院生の方々に提示した当初、混乱したことがあった。それはマイルストーンが合否判定を行うものなのかという点にあった。マイルストーンをクリアできないものは、その時点で半期なり1年遅れるというイメージが強く出てしまった。しかし本会計大学院のマイルストーンは、決してそのようなものではない。むしろ中間的な目標は大学院として達成させたいものと言える。したがって、院生本人が諦めない限り、達成目標に至るまで徹底的に修正を行い続ける。マイルストーンにはそのような意味が込められている。つまり、マイルストーンは落とすためのものではなく、押し上げるためのものである。

### 3. マイルストーン1年目の実績

マイルストーンの基本型に従ってスタートした1年目は試行錯誤の連続だった。この1年間の取り組みを、イベントを付して示すと表2のようになる。

表2 2010年度マイルストーンの実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	慶松先生 修士論文 セミナー (2週に亘って)	マイルストーン 説明会 (2週に亘って)	仮テーマ提出		研究計画発表 会(レジュメ事 前提出)2日間	レジュメ 指摘事項 提出 (月末)	レジュメ 再提出 (月末)	高田先生 特別講義		序論提出 (6日期限) 高田先生 特別講義	
		オフィスアワー開始				修正	修正			序論修正・合格	

## ＜修士論文セミナー＞

4月25日の演習指導委員会を経て、まずイベントとして行ったのは修士論文セミナー（正式には「修士論文の書き方セミナー」）である。セミナーでは修士論文を作成する全体的な講義が行われた。担当は慶松先生で、5月22日と29日の2回に分けて、それぞれ90分の時間をとった。講義内容は本会計大学院の『LEC 会計大学院 紀要』第7号に収録されている（URL:[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/data/kiyou\\_07/kiyou07\\_07.pdf](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/data/kiyou_07/kiyou07_07.pdf)）<sup>(2)</sup>。また当日の様子は、LEC 会計大学院のホームページで紹介している（URL:<http://test.lec-jp.com:8082/graduate-school/accounting/program/seminar/seminar100522.html>）。

## ＜マイルストーン説明会＞

6月にはマイルストーン説明会を2回開催した。これはマイルストーンの第1弾として7月の仮テーマ提出を告知することに伴って、マイルストーンの意味について説明したものである。説明会では表1の基本型に沿って説明を行った。日程としては、6月19日と26日の2回、お昼休みを利用して30分程度の時間で行っている。担当は筆者である（URL:<http://test.lec-jp.com:8082/graduate-school/accounting/program/seminar/seminar100619.html>）。

説明会では前述のように院生の混乱が表面化した。説明のあとの質疑応答の中で、相当誤解した質問が為された。具体的に筆者が覚えているのは、「1年で論文を完成させろということか」、「途中でほとんどの人を落とすのか」、「どういったレベルの論文を求めているのか、赤門レベルか」といったものである。緊張感を高め

るため、修士論文作成はハードルが高いこととすることを入学前や履修オリエンテーションでアナウンスしていたが、そのことが院生の間に動揺を広げていた。

結局、6月のマイルストーン説明会だけでは院生の間に広がった動揺を收拾することができず、7月に改めて補足説明会を開催することにした。7月10日と17日のお昼休みの時間帯を利用して行った。担当は引き続き筆者である。また、補足説明だけでなく資料検索の方法についても案内した。資料検索の方法については、入学後のオリエンテーションで一度、実施していたが、なかなか情報が浸透していなかったことから、もう一度、案内を行った。

## ＜オフィスアワー＞

マイルストーンを検討した当初から、マイルストーン以外にセミナーを随時開催することとオフィスアワーを行うことは考えていた。しかし、オフィスアワーを何時から始めるかという点は曖昧だった。そこにマイルストーン説明会などで見られた院生の混乱が手伝い、オフィスアワーを6月末から開始することとなった。

ここで言うオフィスアワーは通常のオフィスアワーとは異なり、指導教授が担当するものではない。担当は慶松先生と筆者である。演習指導の授業は、いずれも人数が多くなっており、オフィスアワーはその負担を軽減することを意図している。専門に関することは演習指導で、論文の作り方に関する技術的なことはオフィスアワーで対応するというのが、基本方針である。

スケジュールは、毎週火曜と木曜の19時から21時の間で予約制としている。あまり利用は活発ではなかったが、後述の研究計画発表会やレジュメの提出・再提出、序論の提出前後は利用が集中した時期もあった。また、2月の序論提出の前には、それまでの状況を鑑み演習指導の

1 クラスを担当されている小山登先生にお願いして、1 月中の日曜は毎週 13 時半から 21 時ぐらいまで集中オフィスアワーも行った。

### <仮テーマ提出>

マイルストーンの最初となる仮テーマの提出は、当初予定通り 7 月中旬(7 月 14 日～20 日)の 1 週間で実施した。結果、全員から提出され、Excel のシートにまとめた上で Google グループを通じて演習指導委員会と共有した。

7 月 21 日には 2 回目の演習指導委員会を開催し、仮テーマについて簡単に意見交換をすると共に、9 月に予定している研究計画発表会につ

いて打ち合わせを行った。なお、仮テーマは指導教授と協議して修正することを認め、8 月 23 日を締切日とした。

### <研究計画発表会>

2 回目の演習指導委員会での決定を受け、2010 年度の研究計画発表会は 9 月 25 日・26 日の 2 日間で行うことになった。発表会を開催するに当たって院生の方には事前に発表用レジユメの提出をお願いした。提出期間は 8 月 30 日～9 月 5 日とした。

発表用レジユメのフォーマットは表 3 の通りである。

表 3 研究計画発表会用レジユメのフォーマット

研究計画発表会 発表用レジユメ

研究テーマ:	
学籍番号:	氏 名:
研究対象と目的	
背景と問題意識	
参考文献	

---

フォーマットを院生に公表する際には、書き方を記した書類（「レジユメの書き方」とサンプルも同時に示した（本文は添付資料1と2を参照）<sup>(3)</sup>）。

研究計画発表会は発表者が約60名になるということで、演習指導委員会として事前の打ち合わせを2回ほど行っている。1回目は8月11日であり、ここでは発表会の進め方やスケジュールの細部、評価方法について検討した。特に評価方法については、事務局の三浦さんから提案があり、考課表を作成し、各個人へのコメントをまとめていくことになった。そして、スケジュールについては、発表用レジユメの提出を待って、同じようなテーマの人達を同一時間帯でまとめて対応することが約された。

9月5日を期限とした発表用レジユメの提出を受けて、2回目の事前打ち合わせを9月7日に行った。ここでは提出された発表用レジユメを検討し、発表会のスケジュールをほぼ確定した。レジユメについては9月20日までの差し替えを認めることにした。発表用レジユメの段階で既に問題が多いと判断された為である。

差し替えに当たって、演習指導委員会委員長の慶松先生からレジユメについて注意事項が示された。要点は次の通りである（本文は添付資料3を参照）。

- ・研究対象と目的が不明確。
- ・背景と研究対象、目的を混同している。
- ・文章がすっきりしていない。
- ・主語と述語が一致していない。
- ・余計な修飾語がある。
- ・論理が一貫していない（目的との不一致）。

多くの方が論文をはじめて書くということで、何れのレジユメにも大なり小なり問題があった。文章としてまとまりのないレジユメが多かったように筆者は記憶している<sup>(4)</sup>。

差し替えは数人の方が対応され、原稿を提出

いただいた。そして、発表会当日を迎えることとなった。発表会当日のスケジュールは、9月25日に2会場設けそれぞれ法人税会場、所得税・財務会計会場とした。26日は法人税会場のみで行った（大まかな流れは添付資料4を参照）。当日の様子はLEC会計大学院のホームページで紹介している

(URL:<http://test.lec-jp.com:8082/graduate-school/accounting/program/seminar/seminar100925.html>)。

### <レジユメ指摘事項提出>

研究計画発表会が終了して3週間程経った10月17日、演習指導委員会を開催した。そこでは発表会後の対応について検討した。結果、10月末を目途に、発表会で指摘された事項をA4一枚程度にまとめ提出させることになった。指摘事項が理解されているかを把握し、必要であれば面談を実施することを決めた。その一方で、修正の必要のないレジユメ（優秀レジユメ）を公表し、典型例として共有することにもなった。また、研究計画発表会で極めて問題が多いと判断された方を対象に、面談を実施することになった。

更に、優秀レジユメ以外の全員に11月末を目途にレジユメの再提出を課すことも決定した。

### <レジユメ再提出まで>

10月末に指摘事項に関する書類を提出してもらい、11月7日には再び演習指導委員会を開催した。ここではレジユメと指摘事項に関する書類を突き合わせ、一人一人に対する指導内容を決めて行った。レジユメの段階で重要と思われる対象と目的に焦点を合わせ、その明確化を図った。そして、翌日から各個人へとメールを通じてフィードバックを行った<sup>(5)</sup>。合わせて、慶松先生から「レジユメにおける背景と問題意

識の書き方」(本文は添付資料 5 を参照) が示された。指摘事項が理解できていないと判断された方や、問題が多いと判断された方については面談を実施していった。

所得税クラスについては、別途、研究対象と目的だけをメールにて委員会に報告するようにした。対象と目的を明確化するためである。

### <レジュメ再提出以後>

11 月末でのレジュメ再提出を受け、12 月 5 日に演習指導委員会を開催した。前回の 11 月 7 日の委員会も全員の書類を精査したので長時間の検討を要したが、再提出レジュメの検討も極めて長時間を要した。

前回のレジュメ提出の際には対象と目的を明確化することに重点を置いたが、この再提出の検討では、対象と目的を説明する背景と問題意識のつながりに重点を置いた。既に対象と目的が明確になっていると考えられたからである。しかし、対象と目的が未だ不明確なものも散見され、文章上の明晰さに欠けるものが多かった。

結果は個人別にアドバイスをメールにてフィードバックするとともに、必要と判断された方との面談を行っていくことになった<sup>(6)</sup>。再提出されたレジュメに共通する課題も見えてきたことから、高田先生の提案で輪読会・特別講義を年末に実施することになった。共通する課題とは、税法の専門論文を執筆するという姿勢の希薄さにあった。

### <特別講義(第 1 回)>

高田先生による特別講義の第 1 回目は、12 月 23 日の 13 時から 16 時で開催された。高田先生は夏の研究計画発表会以来、レジュメの全てに目を通されており、全体の状況を踏まえて必読文献の例示や税法論文を執筆する上での注意事項を具体的に分かり易く説明された。当日配布

された資料の項目の一部は以下の通りである。

- ・租税法律主義／公平負担の原則
- ・法人税法第 22 条の「取引」
- ・法人税法第 22 条の「その他の取引」
- ・萬有製菓事件
- ・優待入場券と交際費
- ・国敗訴事件
- ・興銀事件
- ・部分貸倒
- ・債務の株式化

### <序論提出まで>

再提出されたレジュメへのメールでのコメント等を受け、院生の方からは更に修正したレジュメの提出や相談が寄せられるようになった。演習指導委員会は既に Google グループを作成していた為、全ての案件について速やかに情報共有できるようになっている。基本的に院生とのやり取りの窓口は筆者が担当しているが、その情報は全て共有しながら刻々と推移する状況に対処していった<sup>(7)</sup>。また、高田先生からは参考となる情報を、Web を通じて提供して頂き、LEC 会計大学院のメール g.lec を通じて全て共有していった。

序論の提出に当たっては、慶松先生から「序論の書き方」(本文は添付資料 6 を参照) が全員に示された。「序論の書き方」では、改めてレジュメを膨らませることによって序論が出来上がることが述べられている。そして、レジュメがうまく書けていない理由が、具体的に何を取り扱うのか、どのように取り扱うのかが、はっきりしないことにあると指摘されている。筆者も全く同感であった。

上記の状況を改善するため、12 月と 1 月は Web やメールだけでなく、精力的に面談を実施した。なかでも小山先生のクラスについては、先述の通り、年明け第 1 週の日曜を皮切りに毎週日曜



---

の13時から21時ぐらいまで連続で面談を行った(集中オフィスアワー)。また、序論の事前提出も認め、何回となくメールで事前のやり取りを行った。この事前提出・検討・フィードバックは、序論提出日の2月6日直前まで繰り返された。

### <序論提出以後>

序論の提出は2月6日を期限とし、ほとんど全ての演習指導履修者から提出をしてもらった。そして、レジュメの時と同じく検討会(演習指導委員会)を開催した。結果、全ての序論が何らかの修正が必要ということになり、個人別に修正コメントを届けた上で、次のような対応をすることが決まった。

- ・序論は修正の上、再提出する。
- ・期限は特に設けない。
- ・序論が合格しなければ修士論文の合格はない。
- ・序論が合格したものは随時公表する。
- ・序論が合格しない限り、論文本体の作成に関する相談には応じない。

この対応のポイントは、序論が合格するまで再提出を繰り返させることにある。つまり、徹底的に修正を行う。そして、本会計大学院ならではのマイルストーンの特徴が表れているのが、2つ目の期限は特に設けないという点にある。序論合格というマイルストーンを落とす基準とするのではなく、押し上げる基準として運用していることが理解されるだろう。押し上げ効果を促進することを意図して、4つ目のポイントにあるように、合格した序論はGoogleグループを通じて公表し、演習指導履修者が共有できるようにした。参考情報として有用と考えたためである。

「序論の書き方」において慶松先生が指摘された通り、提出された序論においても具体的に何をどのように研究するのか、判然としないも

のが多かった。原因がどこにあるのかは、序論が提出されるまでの面談や提出後の検討によって明らかになった。端的に言えば、先行研究の検討不足である。高田先生による第2回目の特別講義は、当該背景を以って開催された。

### <特別講義(第2回)>

高田先生による特別講義の第2回目は、2月13日の13時から16時で開催された。高田先生は、最初にある大学の税法修士論文を幾つか紹介され、具体的にどのような水準の論文が求められるのかを示された。次に、改めて税法論文を書く際の作法について述べられていった。トピックを挙げれば次のようになる。

- ・税法の解釈原理
- ・法人税法における「無償」・「取引」の概念
- ・簿記上の取引と法的性質決定の根拠
- ・「その他」、「その他の」使い分け

高田先生の特別講義の反響は大きかった。第1回目もそうであったが、税法論文とはどういうものなのかというイメージが湧くものだった。特に第2回目は、実際の税法修士論文を解説されたことによって、修士論文の具体的なレベル感のようなものが共有されたように筆者は感じている。

## 4. 今後に向けて

繰り返しになるが、マイルストーン管理の1年目は試行錯誤の連続だった。基本型と実績を比べれば、取り組んだ内容の多さは明らかである。筆者もここまで取り組むことが多くなるとは予想していなかった。序論の修正は現在進行中であるが、合格した序論はいずれも水準が高い。論文で何をどのように取り組むのか明確である。1つでも多くの序論を合格させ、優れた

修士論文として完成させていきたいと演習指導委員会は考えている。本報告の最後に、1年目の経過を総括し、2年目の課題を示しておきたい。

### <1年目の総括>

マイルストーンの基本型で想定している1年目の目標、序論の完成は目標として適切であったと思われる。また、メールやGoogleグループを通じた情報共有によって、迅速な対応を行うことができた。約60名の論文指導は、その時々適切な目標の設定と情報共有のツールを2本柱に成立したと言えるだろう。合格した序論の完成度の高さは、当委員会が目指してきた方向性が正しかったことを示している。

しかし、約60名ということでコミュニケーション上の問題を回避し切れなかった。執筆する院生本人の問題が多分にあるが、全体に対するアナウンスや個別の指摘に対して、なかなか反応を示さないことがあり、それ以上の打ち手が見出せないこともあった。それでも序論の合格を修士論文合格の前提と明示したこと、演習指導委員会が考えている基本型のシナリオと基本スタンスは維持されることになった<sup>(8)</sup>。

問題は序論合格までのプロセスを、いかに効率化できるかにある。そのためには、演習指導の授業とマイルストーンの一体的な運営が必要ではないかと筆者は考えている。コミュニケーションの問題も、演習指導の授業の中で具体的に詰めることができれば、多くの場合、解消することができる。このことは演習指導委員会の中で情報共有を一層、促進する必要性を示唆している。

### <2年目の課題>

2011年度に入学する院生の演習指導は、前期は1つのクラスにまとめて税法論文の書き方を

集中して指導することになっている。1年目の経験から、演習指導委員会の中で決定した事項である。演習指導の授業とマイルストーンの一体的な運営の要請が、1クラスでの集中指導という形式を採らせた。後期は2010年度と同じく法人税2クラス、所得税1クラスに分けて専門知識の教授を中心とする予定だが、夏の研究計画発表会の結果を受けて、同一テーマの人達をグループ化することを考えている。全ては序論の効率的な完成の為である。基本型のマイルストーンに近い形で、多くの序論が最初の提出で合格する方法を模索していくこと、これが第1の課題である。

一方、2011年度に2年生になる院生には、修士論文の完成を目指した本格的な執筆作業が待っている。また大学院側は、最終的に修士論文として審査を行い合否判定することが必要となる。多数の修士論文の品質を整え、厳正な審査を執り行うことが第2の課題である。

第1の課題は、既に1年目の経験と蓄積から効率化を目指した取り組みが具体化してきている。また、例えば1年目の院生が作成した序論などがあり、目標とすべきものが目に見える。サンプルがあるのは心強い。第2の課題についても、既に幾つかの対応策が練られているが、全てが初めての取り組みとなる。取り組んだ内容は、来年度の報告の際に結果と共に示すことにしたい。

### 謝辞

マイルストーン管理は、教員間の密接な協力と情報共有が不可欠である。その点、本会計大学院は教員間の協力関係が極めて良好であり、演習指導委員会を頻繁に開催するだけでなく、Webでの情報共有と議論を活発に行っている。

---

---

協力いただいている演習指導委員会の先生方には心から感謝申し上げたい。また、マイルストーン設定の際に親身にご指導をいただいた一橋大学の犬橋和彦先生には、感謝しても仕切れな

い御恩がある。必ず結果をもって応えていく所存である。

---

< 注 >

- (1) 筆者と当時 TA だった横井隆志先生の 2 人で訪問した。
- (2) <基本スタンス>でも述べた通り、このセミナーでも序論の重要性が強調されている。
- (3) 添付資料 1 の最後には、「序論化」という項目がある。このことから、レジюмеを発展させれば序論へと行きつくことを予定していることが分かるだろう。
- (4) 本会計大学院に所属する院生の中には、いわゆる有名大学を卒業している方々がいる。その方々と面談をしていて驚いたことは、卒業論文を書かなかったという話を何回も伺ったことだった。論理的思考力の養成は、論文を書くことが最も適していると思われる。学部教育においても、論文作成を支援する仕組みが必要ではないだろうか。

- (5) メールでのフィードバックは基本的に院生全員が対象である。筆者がとりまとめて送信を行ったが、その量は迷惑メールかと思まうほどだった。
- (6) メールでのフィードバックは、各院生からの返信への対応なども含めて膨大なものとなった。また、面談も演習指導の先生方だけでなく、慶松先生、高田先生、筆者がケース・バイ・ケースで対応していった。
- (7) ちなみに、再提出されたレジюмеへのコメントや序論に向けたやり取りだけで、筆者のメール数は軽く 300 通を超えるものとなった。
- (8) 序論合格を修士論文合格の前提として明示することは、慶松先生のご発案である。本会計大学院のマイルストーンは実質的に慶松先生のご指導に依拠している。

(添付資料 1)

## 9 月の研究発表会用レジュメの書き方について

1. レジュメについては山本先生の書かれたサンプルを参照してください。
2. 云うまでもありませんが、研究テーマ（仮テーマでも良い）、学籍番号、氏名を入れてください。
3. 分量は 1000 字程度を目安にします。1000 字でも、丁寧に読むと 5 分はかかります。
4. 内容については、サンプルにあるように、研究対象、研究目的、背景（どうしてその研究をやるようになったかの社会背景等）、問題意識（その研究対象のどこが気になっているか）などとします。サンプル通りでなくても結構ですが、どうしてあなたの研究対象が問題なのか、どこが問題なのかがよく解るようにしてください。
5. サンプルについて説明します。
  - 5.1 研究対象は病院における原価計算のやり方です。このように簡潔に書いてください。
  - 5.2 研究目的は、病院におけるコスト管理の中にある原価管理、その中にある原価計算の中で、部門別原価計算の有用性を検討すると云うものです。病院経営があつてその中にコスト管理がある、その中に原価管理がある、その中の原価計算のやり方の中で、部門別原価計算が有用かどうかを検討すると云う、大きいところから話を初めて、中見出し、小見出しと話が進みます。こういう書き方が解りやすいと思います。
  - 5.3 背景  
背景については、病院経営が大変なこと、従つてコスト管理が必要なこと、その中でも原価管理が必要なことが述べられています。さらにその背景には政府による医療費の支出が抑制されていることが挙げられています。わが国では政府財政が大赤字であるだけでなく、高齢化によって医療費が年々増加しています。一方米国では、日本の様な国民皆保険制度はありませんでしたが、メディケイド、メディケアの様な低所得者や高齢者を対象とする政府の医療補助にかなりの支出をしています。医療は進歩しますから、仮に高齢者問題がなくても医療費は増加します。こうした詳しい背景は必ずしも必要ではありませんし、場合によっては理解の妨げになることがあります。病院の経営が大変なことが解りさえすれば、目的は達成されます。（序論や本論の中ではもう少し詳しく背景を説明してもかまいませんが、この研究は医療問題を検討するものではありませんので、本質的問題に関係ないところはできるだけ簡潔をむねとします）。  
次に病院の原価計算には幾通りもあることが述べられています。製造業においては、製品別原価が主流でしょうから、幾通りも原価計算のくくり方があると云うこと自体、理解しにくいところですが病院の原価計算の特殊性としてこの記述は必要です。また幾通りかの原価計算法についておおよその説明があり、理解の助けとなります。
  - 5.4 問題意識  
このレジュメの筆者の問題意識は、幾通りもある病院の原価計算の中で、何が一番コスト管理に役立ち、実用的かを見出したいということにあるようです。中でも部門別原価計算が一番良さそうだ云うことが、見られます。

---

---

## 6. 結論の示唆と将来展望

「修士論文の書き方」で、序論の中に結論が示唆されていることが望ましいと云いました。このレジュメでは部門別原価計算が有用であることを論証することが示唆されています。結論には将来展望を書くことがあると云うことを申しました。このレジュメでは、病院の原価計算の体系化が示唆されています。つまりこの研究で仮に完全な体系化ができないとしても、次の研究は病院の原価計算の体系化だと云うことが示されています。

## 7. 序論化

このレジュメは、このままでも序論として通用すると思います。このレジュメをもう少し膨らませれば大変立派な序論となるでしょう。

以上

慶松勝太郎

(添付資料 2)

発表用レジュメ SAMPLE

研究テーマ：病院部門別原価計算の有用性に関する研究

学籍番号：

氏名：山本 宣明

研究対象と目的

本研究の対象は病院における原価計算の手法である。本研究の目的は、病院経営におけるコスト管理の中で、部門別（たとえば診療科別）原価計算が原価管理でどのように有用かを検討することにある。

背景と問題意識

日本のみならず米国等の先進国では、財政負担の重さから医療費への支出を抑制する政策が取られている。その影響もあって、我が国の病院倒産件数は増加しており、自治体病院の多くが赤字となっている。一方、病院においては日々の業務の中で一定の品質の医療提供が求められる。こうした中で一定の品質の医療サービスの提供を可能にするようなコスト管理、なかんずく原価管理が必要となっており、個々の病院では原価計算に対する意識が徐々に高まっている。

病院における管理に適用される原価計算の手法は幾通りもある。近年、医療財政の抑制を目的として、DRG(Diagnosis Related Group)と呼ばれる疾病別に保険点数を固定する方法が試みられている。これに対応して疾病別原価計算に取り組んでいる病院もある。荒井・栗栖(2010)によれば、わが国の病院における原価計算は費目別原価計算がもっぱらであったが、最近では診療科別原価計算の採用が進んでいる。診療科別原価計算は本研究の目的である部門別原価計算に位置づけられる。

伝統的な全部原価計算の発想に基づけば、医療においても最終的な生産物である疾病別原価計算が必要と考えられる。事実、我が国における病院原価計算や医療原価計算において疾病別原価計算の研究が進んでいるだけでなく、米国においてもDRGを対象とした原価計算の手法に関心が集まっている。

しかしながら、そもそも製造業で発展した原価計算の歴史を紐解くとき、必ずしも疾病別原価計算が原価管理に有用であるとは言えない。何故なら、医療サービスは個性が大きいからである。標準を設定したところで、患者の状態によって標準が意味を持たなくなることが考えられる。それよりも、原価を固定分解するなどして部門別原価計算を整備し、部門別の収支を把握することの方が有用と思われる。

本研究では、病院における部門別原価計算の有用性を検討し、部門別原価計算が病院のコスト管理には有効であることを論証したい。さらには、この研究を通じて幾通りもある病院の原価計算の体系化に寄与したい。

参考文献

荒井耕・栗栖千幸(2010)「DPC 対象病院における原価計算実践 --病院属性別分析に基づく普及への示唆」『会計』178(1), p. 124-137.

## 研究発表会 発表用レジュメについて

レジュメをいくつか拝見しましたが、およそその7・8割に相当すると思われる欠陥がありますので注意を喚起します。

### 1. 研究対象と目的が明確化されていない。

例えば、「国際税務を研究対象とする」と云うレジュメがありました。国際税務と云うとどこの国のことを云うのか、税制を云うのか、それともその基となる課税哲学を云うのか漠として分かりません。後の目的のところを読むとこの方の研究対象は「我が国の国際課税制度」だと解りますが、それならそう書いてほしいものです。

それからこの方の研究目的は「国際的租税回避スキーム等を利用した租税回避行為とそれらに対する立法措置による規制についての考察を行う」となっていますが、考察を行ってどうなるのか、例えば税制の問題点を指摘するのか、回避行為を摘発してその対抗策を提案するのか、もう少し突っ込んだ目的が欲しいと思います。

もっと悪い例は、目的がないものです。

「本研究の対象はタックス・ヘイブン対策税制と国際二重課税に置いている」とあるのですが、そのあと「本研究の目的はタックス・ヘイブン対策税制と国際二重課税について検討することである」と書いてありました。研究対象が「タックス・ヘイブン対策税制」であればそれを検討するのは当たり前のことで、それを検討すると書いても同じことを二度云っているに過ぎず、目的がないことになります。

### 2. 背景に書くべきことを研究対象と目的に入れている。

上記二つの例でも、「グローバル化が進む経済情勢の中」とか「企業のグローバル化が進んでいく中で、この後大いに検討が必要になってくるであろう」と云った形容詞句が対象と目的に入っていますが、これらは背景に入れるべきものです。

また、同族会社に対する課税を取り上げた方の研究対象の中に、同族会社の定義が入っていましたが、これも背景に入れるべきものと考えます。余分なものを省いて対象と目的を明確化してすっきりさせてほしいと思います。

### 3. 文章上の注意。

#### 3.1 文章はすっきりさせよう。

文章が、回りくどくてよく解らない文章が多いようです。これを避けるには、あまり長い文章を書かないことです。適当な長さで切り、次に「従って」と云うようにつなげるとすっきりします。

悪い例をあげます。「二重課税に関しては国内的二重課税と国際的二重課税があるが、国際的二重課税においては課税原因が複数の課税管轄権のもとで生じることとなり、国家にとって課税権は最も基本的な

主権であることから他国と容易に妥協を行うことが極めて難しいことから、一般的に排除が困難なのは後者の国際的二重課税とされている。」この文章は長すぎるうえ、「主権であることから」「きわめて難しいことから」と“から”が二つあり大変わかりにくい文章になっています。こうした文章をすっきりさせるには a 短く切る。b

英文の because 式にすることが考えられます。

例えば、「二重課税には、国内的二重課税と国際的二重課税があるが、一般的に排除が困難なのは国際的二重課税とされている。なぜなら、国際的二重課税は、複数の課税管轄権のもとに生じるが、国家にとって課税権は最も基本的な主権であり、他国と安易な妥協を行うことが難しいからである。」の方が解りやすくありませんか。

### 3.2 主語と述語を一致させよう。

「わが国では、諸外国の例にならって1978年の税制改正においてタックス・ヘイブン対策税制を導入した」という文章がありました。一見、なんともない文章のように見えます。しかし、私は気になります。なぜかと云うと、「導入した」と云う言葉の主語がないからです。この文章の修正法は三つあります。その1は「我が国では」をやめて「我が国は」とするのです。その2は「我が国では、国会が導入した」と云う風に主語を入れるのです。その3は「我が国では - - - 導入された」と受け身で書くのです。「では」と書いたら「された」式をお勧めします。誰が導入したのかははっきりしない時に便利です。

### 3.3 余計な修飾語は省こう。

前の文章で、私の修正案は「国際的二重課税においては課税原因が複数の課税管轄権のもとに生じることになり」を「国際的二重課税は、複数の課税管轄権のもとに生じるが」とし「他国と容易に妥協を行うことが極めて難しい」を「他国と安易に妥協を行うことが難しい」と云う風に「において課税原因が」と「極めて」を省いています。要は「国際的二重課税は複数の管轄権のもとに生じる」こと「安易な妥協が難しい」ことが解ればよいので余計な修飾語は必要ないと思います。その方が、文章がすっきりします。

## 4. 論理は一貫させよう。目的との一致。

「課税上の特別規定が、課税の公平あるいは安定した税収の確保をするうえで有用であるかどうかを検討することを本研究の目的とする」と云う研究目的がありました。これは良いのですが、背景と問題意識の中で「(前略) 行為計算否認規定について様々な学説を検討するとともに、この規定の裁判例を通じ本規定の適用関係を明らかにしたい」と最後に書かれていました。これでは研究目的とやりたいこと「適用関係を明らかにする」とのつながりが良く解りません。たとえば「適用実態を明らかにして、それが課税の公平上あるいは税収の安定した確保上どう解釈されるか」と云ったところまでいかないと目的との整合性がありません。論理の一貫を求めるとはこういうことを云うのであり、序論を印刷して何時も眺めてくださいと云うのは、目的と一致した中身にしてくださいと云うことです。



(添付資料 4)

時刻	No.	指導教員	氏名	題名	時刻	No.	指導教員	氏名	題名
10:00	1			中小企業税制に関する一考察～役員給与の現金不課税制度について～	9月2日	53			所得控除と税額控除
10:15	2			中小企業税制と租税効果について		54			給与所得に関する一考察～専業主婦に關連して～
10:30	3			不況下における中小企業税制に関する一考察		55			所得税からみた女性の社会進出について
10:45	4			法人税法と企業会計の差異に関する一考察		56			青色申告に関する諸問題～判断による争い窓口として～
11:00	5		休憩			11:00		休憩	
11:10	5			交際費控除制度の研究		57			所得税法55条と課税単位についての一考察
11:25	6			交際費控除制度についての研究		58			繰上通算に係る諸問題についての考察
11:40	7			交際費控除に関する考察		59			不動産を譲渡した場合の所得税について
11:55	8			交際費の範囲について		60			課税単位の研究～少子高齢化対策としての所得税の役割～
12:10			休憩			12:10		休憩	
13:00	9			法人税法における企業主と課税に関する一考察		61			未提出
13:15	10			企業総経理報酬及び連格納税制度の必要と問題点		62			中小零細企業における財務諸表の有用性と今後の在り方
13:30	11			繰上通算時の繰上控除等の利用に関する研究					
13:45	12			組織再編成の効果					
14:00			休憩						
14:10	13			法人税法における同族会社に対する課税について					
14:25	14			法人税法における同族会社に対する課税について					
14:40	15			同族会社の行計算否認規定に関する研究 ～税金を不当に減少させる結果となる行為または計算について～					
14:55			休憩						
15:05	16			同族会社の行計算の否認(法人が支出する役員等の必要性と現金制について)					
15:20	17			租税回避行為についての考察～同族会社の行計算否認規定を中心として～					
15:35	18			租税回避行為に関する一考察～同族会社における行計算の否認を中心として～					
15:50	19			租税回避行為に関する一考察～同族会社の行計算否認規定を中心に～					
16:05			休憩						
16:15	20			租税回避行為についての一考察					
16:30	21			租税回避行為の一考察					
16:45	22			タックスエフェクトについての一考察～わが国の法人税の租税回避行為の関連において～					
17:00			休憩						
17:10	23			国際的租税回避行為についての考察～タックスヘイブが業税制・移転価格税制の検討を中心として～					
17:25	24			タックスヘイブにおける一考察					
17:40	25			タックスヘイブ税制について					
17:55			休憩						
18:05	50			タックスヘイブが業税制と国際的租税回避行為に関する一考察					
18:20	51			国際的租税回避の一考察～移転価格税制を中心として～					
18:35	52			租税回避行為に関する一考察～移転価格税制を中心として～					
18:50			終了						

時刻	No.	指導教員	氏名	テーマ
1000	26			国際的租税回避とその防止を目的とした租税改革についての考察～クビに移転価値税制を中心として～
1015	27			国際的租税回避の問題に関する考察
1030	28			国際的租税回避行為の一考察～経済のグローバル化による国際税に関する問題～
1045			休憩	
1055	29			国際的租税回避 進捗行為に関する一考察～移転価値税制を中心として～
1110	30			移転価値税制に関する研究
1125	31			移転価値税制に関する一考察
1140	32			移転価値税制に関する一考察
1155			休憩	
1300	33			法人税における国際取引と所得税～移転価値税制～
1315	34			移転価値税制における相互協議の実施状況
1330	35			国際租税法 移転価値税制
1345	36			事業体における課税
1400			休憩	
1410	37			グループ法人単独課税制度
1425	38			法人税法における引当金税制に関する一考察～貸倒引当金の問題を中心として～
1440	39			法人税法における貸倒れに関する研究～貸倒引当金 貸倒損失の税務判断をめぐって～
1455	40			法人税法における貸倒れの解釈に関する研究 ～貸倒引当金 貸倒損失の税務判断を中心として～
1510			休憩	
1520	41			貸倒れ事実認定について
1535	42			法人税法における課税所得の一考察(法人税法上の算入取引について)
1550	43			法人税法における課税所得計算についての一考察～寄付金控除を中心として～
1605			休憩	
1615	44			法人税法における黒字繰戻(低額繰戻を含む)及び黒字繰戻(低額繰戻を含む)の認識届出時決定について
1630	45			資金調達の関わる法人税法の規定
1645	46			確定申告書の課税
1700			休憩	
1710	47			公益法人制度改革による課税・非課税の概念
1725	48			NPO法人の収益事業に課せられる法人税について
1740	49			ビートル(事業体)に対する課税上の問題点についての研究
1755			終了	

9 月 2 日 ( 日 )

## レジュメにおける背景と問題意識の書き方について

### 1. 演習指導委員会のレコメンデーションについて。

演習指導委員会は多くの皆さんに研究対象と研究目的についてのレコメンデーションを送りました。これは研究対象を端的に明確化していただくこと、研究目的を明確化していただくためです。

1.1 研究対象を端的に表していただくとは次のようなことです。“本研究の対象は（中略）交際費課税制度における課税方法が、現在において公平かつ明確に機能しているかを研究する”と書いた方がありました。一つは、“研究対象が――研究する“ではおかしいと云うことがあります。“研究対象は――である”と云うのが正しいと思います。次にこの文章の研究対象は“交際費課税制度における課税方法が公平かつ明確に機能しているかどうか”と云うことになります。これは間違いではありませんが、この方の問題意識は“交際費課税制度が今のままでよいのかどうか”ですから、研究対象は“交際費課税制度“でよいのではないかと云うことになります。“本研究の対象は交際費課税制度である“で端的に研究対象が表されます。

1.2 大変多くの皆さんが、研究目的を“研究する“や“検討する“とされていましたが論文を書くのですから、研究や検討するのは当たり前でこれらが目的とはなりません。研究目的は、例えば問題があれば、“問題を摘出する、問題を指摘する“となります。また問題があることが解っているがその解決に対して明瞭な解決策がない場合は“この問題に対し一定の解決策を提案する“となります。またその問題に対し、明確な定説がない場合には“一定の見解を提出する“が目的となります。問題に対し解決策が提案されているが、その解決策が疑問の場合には“この解決策について可否を論じ、見解を提出する“が目的となります。このように目的を明確化することで結論に何を書くかがはっきりしてきます。

### 2. 背景と問題意識の書き方について。

背景と問題意識には、以上の研究対象と研究目的をどうして取り上げたかが、できるだけ良く解るように、事実と考え方が示される必要があります。

#### 2.1 いきなり細部から入らない。

前記の交際費課税を取り上げた論文では、不成立となった法人税法改正案が冒頭に出てきます。いきなりこれが出てきても、交際費課税についてよく知らない人はなんでこれが出てくるのか良く解らないでしょう。

私でしたら“現在交際費は税法上原則全額損金不算入となっている”と云った冒頭陳述から始め、次に歴史的展望として、“昭和29年の国会における租税特別措置法による3年間の（損金不算入の）時限立法が、事実上恒久措置となっている”（話は簡略化しているので詳しく書いてもらうことは構いません。以下同様）と話しを進めます。不成立になった法人税法改正案（昭和28年）については、例えば“しかし、交際費の一部を損金に算入するという思想がなかったわけではない”として“寄付金の一部損金不算入に準じる規定の導入が図られたことがある。――”とすれば話は解りやすくなるのではないのでしょうか。

## 2.2 大所高所からの話は必要最低限に絞り、くどく書かない。

企業再編税制を取り上げた研究の中で、世界規模のメガコンペティションから始まって企業がどんな政策をとるかと言った解説を背景と問題意識の半分以上書いておられる方がありました。私でしたら例えば“経済がグローバル化する中で企業間競争は激化し、多くの企業が企業再編を迫られている。企業再編成に当たっては企業再編税制の影響を考慮しないわけにはいかない”と2行で片付けてしまい、そのあとでなぜ企業再編税制を取り上げたかを具体的に、もう少し詳しく説明します。

## 2.3 順序立て(構成)をうまく考える

上記2.1の例で云うと、

- イ. 交際費課税がどうなっているか。
- ロ. その立法根拠はどこにあるのか。
- ハ. 過去に異なった思想もあった。
- ニ. 諸外国では我が国と異なった取り扱いがある。
- ホ. 疑問を呈することが可能な判例。

と云うような順序立てにすると、なぜ交際費課税を問題にしたのが解りやすくなるのではないのでしょうか。

## 2.4 政治的主張は会計大学院の論文にはなじまない。

皆さんの書く論文は税法関係の論文です。いかに正しくても政治的主張を入れることは本来の趣旨ではありません。例えば、中小企業の税金を軽減し、大企業の法人税率をあげろ(または反対)と云った主張、あるいは企業再生を税制面から支援せよと云った主張は、政策大学院の課題としては取り上げられても当会計大学院の課題とするべきではないと考えられます。もう少しテクニカルな課題が適切ではないでしょうか。例えば企業再生時における税制の影響といったテーマなら許されるのではないのでしょうか。

## 2.5 一方的な主張や、根拠の明らかなでない断定的表現は避ける。

“長い不況に苦しんでいる中小企業の再生に少しでも役に立つようにこのテーマを選びました”と云う表現ははじめから中小企業の立場に立って、議論を進めますと宣言しているので中立性公平性を欠きます。また明らかに企業の立場に立って、節税する方法を提案するのは、税務コンサルタントとしては良いかもしれませんが、論文としては公平性を欠きます。また、税金を余計に取ろうとする立場も同様です。

また、“この判決は誤りである”“究極の逆進性のある消費税”と云った断定的表現は、意見広告ならともかく、大学院の論文としては避けるべきものでしょう。

## 2.6 自分の思いだけで書くのではなく、できるだけ客観的に書く。

いくらこの規定はおかしいよとか、この判断は間違っていると書いてもそれは、自分の思いだけであって、客観的判断とはなりえません。客観的とは、こういう具体的事例があるとか、こういう学説がある

---

---

とか、実際にこういう問題が生じているとか、事実在即してか書くことだと思います。論理に従ってこういう結論になると云うのも客観的叙述でしょうが、それは論文の中身にゆだねるとして、背景のところではできるだけ事実を記載することを心掛けてほしいと思います。事実であっても判断を含むものは、避けるべきでしょう。尖閣諸島の問題では、わが国の立場からは、明らかに領海侵犯であっても中国側からはそうではない、こうした問題は、その解明がテーマである場合は別として、事実として取り上げるのは賢明ではないと思います。

以上

慶松勝太郎

(添付資料 6)

## 序論の書き方

序論はレジュメがうまく書けていれば、それを膨らましていけばよいのです（だからこそレジュメを提出していただき書き直しをお願いしたわけです）。序論の字数は大体1,000字から3,000字くらいのものでしょう。

レジュメがうまく書けていればと云いました。序論にはレジュメの要素がきちんと入っていないと云いました。何を対象として論文を書くのか、論文を書く目的は何なのか、どういう背景があって論文を書くのか、問題点は何なのか、です。そこで、まずそれらの要素をどのように考える必要があるのか、改めて説明しておきます。その後、序論の書き方について説明をします。

### 1. レジュメがうまく書けていない

レジュメがうまく書けていればと云いました。と云うことは、多くの方が、レジュメがうまく書けていないと云うことです。特に一番問題なのは何の目的で論文を書きたいのかが具体的にはっきりしない方が多かったことです。

#### 1.1 対象

対象についてはできるだけはっきり対象を定めることが望ましいわけです。例えば、対象は「組織再編の手法である」と書いた方がありました。こういう書き方をすると、この人は企業側に身を置いて「組織再編の際、一番税金を払わない方法」を提案するつもりかな、と考えてしまいます。研究対象は偏らないことが大切ですから、研究対象は「組織再編の際適用される税制」ではないでしょうか。

#### 1.2 目的

目的には、大きく云って4種類ほどあると思います。

- イ. 問題があるので問題点を摘出する。
- ロ. 問題点を摘出したうえで解決策を提案する。
- ハ. 不明な点を明確にする。例えばある税法の条項が色々に解釈できる場合、判例等から最も適切と思える解釈を導き出す。
- ニ. サーチ論文の場合、整理を行って何かを解りやすくすることを目的とします。例えば同じ税法が何回も改正されていて、非常に解りにくい。それを整理して、いつどのような改正が行われたか、そうした改正はどのような考えに基づいて行われたかを明確にします。または、同じ税法の条項に色々な解釈の学説があって、混乱している場合、どのような学説があるかを系列的に整理し、ある程度の解釈をつけることが考えられます。こうしたサーチ論文はそのような整理が行われていない場合にのみ成立します。

---

---

### 1.3 背景と問題意識

背景はあなたがどうしてそのようなテーマを選び、対象や目的が決められたのかを説明します。あまり上手でないレジュメには、対象や目的と背景がうまく連動していないものがありました。対象や目的は簡潔に書いてもらいましたが、それだけでは読み手に意図がうまく伝わらないことがあります。それを補うのが背景と問題意識です。どうやって自分の意図を読み手にくみ取ってもらえるか、こうした意識が希薄に思えます。

### 1.4 根本的な問題

あなたは具体的に何を考えているのか。目的は「一定の見解を示すことである」と書いた方がかなりおられました。しかし背景を読んでも、何についてどういう見解を出すことを目指しているかが良く解らないレジュメが多くありました。こういうレジュメをみると書き手は本当に自分のやりたいことがよく解っていないのではないかと感じてしまいます。頭を整理して自分のやりたいことは具体的にこうだと決め、それを人に解り易く説明することを心掛けて下さい。

## 2. 序論の書き方

### 2.1 序論の書き方の2方式

序論の書き方には大きく云って because 式と therefore 式があります。

2.1.1 because 式は、最初に対象と目的を述べ、そのあとでなぜそうなのか（背景と問題意識）を述べます。

“本論文は〇〇〇〇を研究対象とし、〇〇〇〇することを目的とする”と云った書き出しでそのあとに背景を述べます。

2.1.2 therefore 式では、最初に背景を述べます。これこれ、こういうことがある。こういう問題がある。だから筆者はこういう目的意識をもってこういう研究対象を選んだ。と云う書き方です。

形式としてはいずれでも可です。therefore 式はどちらかと云えば文章力のある方に適しているかも知れません。

### 2.2 背景の書き方

背景の書き方については以下の通りです。

イ. 大きな見地からの背景を最初に書きます。必要なら社会的背景から入ります。（しかしあまりに大上段から振りかぶるのは問題です。例えば“わが国の憲法は、租税は法律に基づき課税されるものでなければならず、また国民は等しく租税を公平に負担しなければならないと定められている”と書いた方がありました。勿論間違いではありませんが、租税法律主義と租税公平主義があるならあっさりそう書いても良いのではないのでしょうか）レジュメをみると二つの問題があります。その一つは社会的背景ばかり書きすぎて、肝心の何を問題とするかが具体的に解らないか、そこが簡単すぎる書き方です。社会的背景は、解りやすくするために必要な最低限でよいと思います。

反対に、いきなり本論と云うか、詳細部分から入る方があります。これで解るのなら良いのですが、どうしてそれが問題になったのか、やや広い見地から出発するのが良いと思います。例えば同族会社の行為計算否認規定を取り扱った方は、いきなり本論に入るのではなく、同族会社の説明を多少入れたほうが解りやすくなるのではないのでしょうか。

ロ。背景は大きな見地から入って、ちょうど本には大見出し、中見出し、小見出しがあるように読む人の頭に入りやすいように、うまく繋がりをつけて書きます。

ハ。背景で一番肝心なのは、どうしてあなたの取り上げた問題が問題なのかの説明です。レジュメでこの点がうまく伝わらない方の多くは、思い込みが強すぎて、自分では解っているつもりが人にはうまく伝わらないと云うタイプのようなのです。書いたら一度印刷して、客観的に読みなおし、いわば素人も解るように、うまく書いてください。素人に解るようにと云うと丁寧に（くどくど）書く方がありますが、余計な説明は省いて、肝心かなめのところが解るよう心掛けてください。これをやや難しく云うとディテールより概念がまずわかるようにと云うことです。

### 2.3 序論における文献表示

序論でも文献が引用されているほうが論文らしく見えます。引用とは、なんという文献の何頁の記述から引用したと云うことが明らかなものです。何頁と云うことはないが全体として参考にしたと云うものであれば、参考（参照）文献として記載してください。全く読んでない文献を参考文献とすることは問題です。ただし、これから読むつもり文献を別枠で示しておいてくださると、指導する側にとって便利です。

### 2.4 文章について

文章は解りやすいことを第一とします。解りやすい文章と云うとやさしく書くことと誤解しておられる方がありますが、難しい言葉を使っても明晰な文章もあれば、やさしく云ってもわかりにくい文章もあります。これまで提出されたレジュメから、幾つかポイントを示しておきます。

イ。つながりが論理的な文章が解りやすい文章です。ただしニセ論理は困ります。

風が吹くと桶屋がもうかるという、話があります。風が吹くと目の流行病が広がって盲目の人が多くなる、盲人が三味線を弾いて門づけをするので、三味線用に猫の皮が要る、猫がいなくなるのでネズミが増える、ネズミが桶をかじるので、桶の需要が増すと云う一応論理的に見える話です。しかし風が吹くと盲目の人が増えるという関係は明確に立証されたものではありません。ネズミが増える原因はいろいろあって、猫の減少との因果関係は解りません。こうしたニセ論理は（落語では許されても）困ります。同様に論理の飛躍も問題です。論理の飛躍も大体因果関係の明白でないところで起こります。

ロ。事実か事実でないかがはっきりしない場合、断定的な表現は避けてください。

例えば“国際的租税回避行為への関心が急速に高まってきた”と書いた方がありました。根拠になる文献（この場合には新聞報道でも良いでしょう）があればそれを示してください。もしないなら、“国際的租税回避行為の発生と云う問題が生じている”くらいなら根拠を示さなくても許されるでしょう。急



---

---

速に高まっていると云っても、一般の人はほとんど関心をもっていないと思います。“関係者間で”が入れば許されるかもしれません。

ハ. 日本語に注意を払って下さい。

何語でもこの名詞には、この動詞を使うと云う約束事または慣習があります。あまり勝手な表現は避けてください。

二. 助詞に注意を払ってください。

例えば、“ソフトウェアの特有の問題点”は“ソフトウェアに特有の問題点”の方が良いでしょう。

ホ. 言葉不足及び過剰。

“移転価格税制における独立企業間価格の問題”は“移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の問題”の方が論理的です。

“国際取引の増加に伴い、国際的な課税の問題点がいくつか生じている”は間違いではありませんが、国際、国際的が重なっています。“いくつか生じている”も間違いではありませんが特に必要とも思われません。“国際取引の増加に伴い課税上の問題が生じている”で話は通じるではありませんか。

ヘ. “である”調と“であります”調の混用は厳に戒められている。

“である”調と“であります”調の混用は厳に戒められているにもかかわらず、レジュメでは混用がありました。当大学院では“である”調を原則とします。どうしても“あります”“を使いたければそれで統一してください。

ト. “有用性”

大変多くの方が有用性を検討し、と云うような表現を使っておられました。“有用性”には二つの意味があると考えられます。“有用性がある”といえは“役に立つ”と云うことでしょう。つまり“有用性を検討”とは役にたつかどうかを検討すると云うことになります。もうひとつの意味は、“役に立つ程度”と云うことでしょう。その場合は“どのくらい役に立つかを検討”になります。どういう意味で“有用性”を使っておられるのか良く解らない方が多く見受けられました。自分が解る意味での使い方をしてください。

### 3. その他の注意

多くの皆さんの論文は、税制に関する論文です。税制論文である以上くれぐれも政策論文にならないよう注意してください。

“国家の収入が不足だから消費税をあげる”や“国民の生活が苦しいから消費税をあげるな”は主張の正しさは別として、当大学院の論文にはなじみません。いくらあなたの主張する社会正義が正しくても

税制・税法（あるいは会計）に関する論文ではない場合、当大学院としては受け入れられません。例えば、“租税回避行為は国家の税収を減らすから、断じて許してはならない”は社会正義から見た一つの主張ですが、これでは論文になりません。租税回避行為には、これこれ、こういう種類があって、このうちこういう行為は、租税回避と云うより脱税に近い行為で問題である。これは税法何条の規定からも、これこれ、の学説からも租税回避と云うより脱税と認定されるべきである、と云った主張なら論文になるのではないのでしょうか。

自分で書いた文章を読みなおしていますか？  
(ある時は鳥の目で、ある時は虫の目で)

以上